

広島県告示第四百三十六号

ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例（平成三年広島県条例第四号）第十七条第
二項の規定によって、大規模行為届出対象地域の指定を次のとおり解除する。

平成二十四年五月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定解除区域

廿日市市（玖島、永原、峠、友田、河津原、津田、浅原、虫所山、飯山、中道、栗栖、
渡瀬、吉和、宮島口一丁目、宮島口二丁目、宮島口三丁目、宮島口四丁目、宮島口上一丁
目、宮島口上二丁目、宮島口東一丁目、宮島口東二丁目、宮島口東三丁目、宮島口西一丁
目、宮島口西二丁目、宮島口西三丁目、深江一丁目、深江二丁目、深江三丁目、福面一丁
目、福面二丁目、福面三丁目、対巖山一丁目、対巖山二丁目、対巖山三丁目、前空一丁目、
前空二丁目、前空三丁目、前空四丁目、前空五丁目、前空六丁目、物見東一丁目、物見東
二丁目、物見西一丁目、物見西二丁目、物見西三丁目、上の浜一丁目、上の浜二丁目、下
の浜、梅原一丁目、梅原二丁目、塩屋一丁目、塩屋二丁目、沖塩屋一丁目、沖塩屋二丁目、
沖塩屋三丁目、沖塩屋四丁目、林が原一丁目、林が原二丁目、丸石一丁目、丸石二丁目、
丸石三丁目、丸石四丁目、丸石五丁目、宮浜温泉一丁目、宮浜温泉二丁目、宮浜温泉三丁
目、八坂一丁目、八坂二丁目、大野一丁目、大野二丁目、大野原一丁目、大野原二丁目、
大野原三丁目、大野原四丁目、大野及び宮島町の区域を除く。）

二 指定解除の効力発生日

平成二十四年五月二日